

SATO社会保険労務士法人 NewsLetter

2016年2月号 (No.51)



～今月の特集～

- ① 雇用保険施行規則等改正省令の施行
- ② 協会けんぽ保険料率の改定
- ③ 今国会提出の改正雇用保険法等のあらまし
- ④ 続報・社会保険適用拡大について

雇用保険施行規則等改正省令の施行

■H28.2.16～雇用保険業務のポイント

今年1月より雇用保険各種届出にマイナンバーの記載が必要となりました。しかし、当初の実務的な部分では確認資料の提示が必要など運用上の問題点を多く含み、非常に頭を悩ませるものでした。

今般、雇用保険施行規則の一部が改正され、事務手続きを行う事業主を個人番号関係事務実施者として整理されたことにより、実務的な運用が大幅に改正されることとなりました。

以下、ポイントを絞ってご紹介いたします。

1. 労使協定不要で雇用継続給付の手続きができる

これまで、高齢雇用継続給付や育児休業給付、及び介護休業給付（以下雇用継続給付）を本人に代わって事業主が提出する際には労使協定の締結

が必要でしたが、当該改正により「事業主を経由して申請を行うこと」と定められました。（個人番号の記載の有無に関わらず、同様の取り扱いです）

2. 個人番号確認資料の提示が不要に

H28.2.16までは、雇用継続給付の手続きの際にマイナンバー確認用の資料（個人番号カードや個人番号入りの住民票の写し等）の提示が必要でしたが、こちらは不要となりました。

なお、社会保険労務士が事業主の委託を受けて申請する場合も同様に個人番号関係事務実施者として扱われますので、当該確認資料は不要となります。



H28.3～協会けんぽ保険料率の改定

全国健康保険協会（協会けんぽ）の保険料率が決定いたしました。都道府県ごとに保険料率を設定するようになりました平成21年以降、最も高い佐賀県の10.33%と、最も低い新潟県の9.79%の格差は0.54%へ広がりました。介護保険料率については1.58%で変わりありません。

なお、適用時期は今年3月（4月納付）分からとなります。

主な都道府県料率（単位%）

北海道	10.15	宮城県	9.96
埼玉県	9.91	東京都	9.96
千葉県	9.93	神奈川県	9.97
愛知県	9.97	大阪府	10.07
広島県	10.04	福岡県	10.10

改正雇用保険法等が国会で審議

今国会で雇用保険等の一部改正案が審議されています。雇用情勢等を踏まえた保険料率の改定や、女性や高齢者の就業促進や雇用継続を図るための改正がメインとなり、利便性の向上が期待されます。

早いものでは今年の4月に施行される予定ですので、その動向に注目です。

主な内容は以下となります。

1. 失業等給付に係る保険料率の引き下げ

（現行1.0%→0.8%）

2. 育児休業・介護休業等に係る制度の見直し

- ① 育児休業の対象となる子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間にある子等）
- ② 育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件（1歳までの継続雇用要件等）の緩和等
- ③ 介護休業の分割取得（3回まで、計93日）
- ④ 所定外労働の免除制度の創設
- ⑤ 介護休暇の半日単位取得
- ⑥ 介護休業給付の給付率引上げ（賃金の40%→67%）

3. 高齢者の多様な就業機会の確保及び就労環境整備

- ① 65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用対象とする。（保険料徴収については一定期間の免除措置あり）
- ② シルバー人材センターにおける業務の都道府県知事が市町村ごとに指定する業種等においては、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする。

4. その他

- ① 妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務づけ。

② 失業等給付の再就職手当の給付率引上げ。

支給日数

1/3以上残 残日数の50%→60%

2/3以上残 残日数の60%→70%

- ③ 求職活動に伴う費用（就職面接のための子の一時預かり費用等）について給付の対象とする。

続報・社会保険適用拡大について

前々回（NO.49）で解説いたしましたH28.10以降の社会保険の適用拡大について、年金機構より詳細が発表されました。以下、判明した内容です。

1. 賃金月額8.8万円に含まれないもの

- ① 臨時に支払われるもの、及び1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（結婚手当、賞与等）
- ② 最低賃金法で参入しないことを定める賃金（通勤手当など）
- ③ 時間外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金

2. 昼間学生は適用除外※

ただし、休学中や卒業見込証明書を受けるもので、卒業後も引き続き同じ事業所に勤務予定の者は適用対象者です。

※勤務時間、勤務日数が常用雇用者と比して3/4未満であること。

3/4以上の働き方をしていれば、昼間学生であっても適用対象者であるのは変わりません。



【発行元】SATO社会保険労務士法人 東京オフィス

〒170-0005

東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階

TEL: (03) 6831-3310